

P T A 保 険 の ご 案 内

P T A 団体傷害保険のあらまし

この保険はP T Aの規約に基づき、総会又は運営委員会を通ったP T A主催または共催の行事に参加中のP T A会員、生徒が被った傷害について補償いたします。

●保険の対象となる方（被保険者）

- ①父母会員 ②教員会員 ③在籍の生徒

（注１） 上記以外の子、兄弟姉妹、祖父母、卒業生は含まれません。

（注２） 父母会員とは生徒の両親をいいます。ただし、P T A会員が生徒の両親でない場合には、P T A会員名簿に記名された方とします。

●対象となる事故

P T Aが主催または共催する行事へ参加している間および自宅と行事会場との通常の往復途上中の事故。

（注） 生徒の負った傷害のうち、日本スポーツ振興センター法の定めるところによる給付対象となる傷害（学校管理下および通学途中の事故）については対象外です。

・保険料 ・・・・一世帯年間 １００円

P T A管理者賠償責任保険のあらまし

この保険はP T A主催行事の遂行中、P T A側に過失があり、その過失が原因で発生した事故につき、P T Aが負担する法律上の賠償責任の費用を補償します。

●対象となる事故

- ①P T A主催行事活動中に伴う事故により、他人にケガをさせた場合。（対人賠償）
- ②P T A主催行事活動中に伴う事故により、他人の財物を壊した場合。（対物賠償）
- ③P T A主催行事活動のために、第三者から借用していた財物を使用、管理している間に壊したり紛失したり盗まれたりした場合。（保管物賠償）

●お支払いできない主なもの

- ①暴動、ケンカ、地震、噴火、洪水、津波等に起因する賠償責任。
- ②施設の修理、改造等の工事に起因する賠償責任。
- ③自動車の使用、所有、管理に起因する賠償責任。
- ④食中毒、疾病等に起因する賠償責任。
- ⑤借用した物の瑕疵、自然の消耗、性質による破損。
- ⑥借用物を返還した後に発見された賠償責任。
- ⑦P T A活動の終了時に、P T A活動以外の活動に起因する賠償責任。

等々

（注）被害者にも過失がある場合には過失相殺が適用されます。

生徒の個人賠償責任保険のあらまし

この保険は学校管理下、管理下外を問わず24時間、生徒の行為により他人にケガを負わせてしまった、または財物に損害を与え、生徒、親権者および法廷監督義務者が法律上の賠償責任を負担することになった場合、相手の治療費や修理費等の賠償金の費用を補償する保険です。

●対象となる主な例

- ・「総合的な学習の時間」に生徒だけで商店街に調査に出かけた際、誤って商店のガラスを割ってしまった。
 - ・修学旅行中に旅館の窓ガラスを誤って割ってしまった。
 - ・自転車に乗っていて通行人にぶつかりケガをさせてしまった。
 - ・休み時間中、学校の窓ガラスを誤って割ってしまい法律上の賠償責任が発生した。
- 等々

（注1）被害者にも過失がある場合には過失相殺が適用されます。

（注2）ガラス破損は個々のケースにより、法律上の賠償責任が発生しない場合もあります。

●お支払いできない主なもの

- ・被保険者の故意による事故。
- ・他人から借りた財物（学校貸与の楽器、スキー教室のスキー等）自体の損害を負担する賠償責任。
- ・親族に対する賠償責任。
- ・被保険者が行い、または指図したケンカ、暴行による賠償責任。
- ・被保険者が出した飲食物が原因で食中毒が発生した。
- ・心身喪失に起因する賠償責任。
- ・失火による賠償責任。
- ・ルールにのっとって行っているスポーツ中のけがに、法律的賠償責任は発生しません。

- ・保険料 ・ ・ ・ ・ ・ 生徒一人あたり年間 274円

※対人・対物賠償共、同額保険（1億円）です。

※全校生徒数での契約となります。

※保険期間は1年となります。

※PTA管理者賠償保険の特約商品です。単独での契約はできません。

●契約保険会社 「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」

保 険 請 求 の 手 順

PTA傷害保険

期間：1年間

契約者：東村山第三中学校PTA

- ①PTA会長から副校長へ連絡し、副校長より代理店に事故報告をする。
(事故報告の電話連絡。事故報告書のFAX送信。)
- ②保険会社からの必要書類(請求書等)を副校長に送付。
- ③副校長の事故証明印を捺印の上、受傷者に書類を渡す。
- ④受傷者が記入・捺印の上、書類を保険会社に返送。

PTA管理者賠償責任保険

期間：1年間

契約者：東村山第三中学校PTA

- ①副校長から代理店に事故報告をする。
(事故報告の電話連絡。事故報告書のFAX送信。)
※物損の場合は必ず写真を撮っておく。
- ②保険会社から必要書類(請求書等)を副校長へ送付。
- ③副校長の事故証明印を捺印の上、加害者に書類を渡す。
- ④加害者が記入・捺印の上、書類を保険会社に返送。

生徒の個人賠償責任保険

(PTA管理者賠償責任保険のオプション)

- ①副校長から代理店に事故報告をする。
(事故報告の電話連絡。事故報告書のFAX送信。)
※物損の場合は必ず写真を撮っておく。
- ②保険会社から必要書類(請求書等)を副校長または保護者(ケースにより異なる)へ送付。
ケースⅠ 加害者が生徒で被害者が学校の場合は学校の先生へ送付。
ケースⅡ 加害者が生徒で被害者が学校外の場合は保護者へ送付。
- ③保護者・被害者が捺印した書類を返送。

★学校外で生徒が物を壊してしまった、他人にケガをさせてしまった場合は学校に連絡してください。

連絡先

学校保険担当(副校長先生)・PTA会長にご連絡ください。